

静岡県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画改定案に対する
パブリックコメント（意見募集）について

1. 広域計画とは

静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「当広域連合」という。）は、地方自治法第 291 条の 7 第 1 項の規定により、作成が義務付けられているもので、後期高齢者医療制度の事務について、当広域連合並びにこれを組織する全ての地方公共団体（県内市町）が、相互に役割を担い、必要な連絡調整を行いながら、総合的かつ計画的に処理するための指針となるものです。

これまで、平成 19 年 3 月に平成 19 年度から平成 23 年度を計画期間とする当広域連合第一次広域計画（以下「第一次広域計画」という。）、平成 24 年 3 月に平成 24 年度から平成 29 年度を計画期間とする当広域連合第二次広域計画（以下「第二次広域計画」という。）、平成 30 年 2 月に平成 30 年度から平成 35 年度を計画期間とする当広域連合第三次広域計画（以下「第三次広域計画」という。）を策定しています。

2. 広域計画に記載する項目

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条の規定に基づき、広域計画には、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関する事、広域計画の期間及び改定に関する事を記載するものとされており、第一次広域計画、第二次広域計画、及び第三次広域計画ではそれぞれ下表のとおり記載しています。

第一次広域計画	第二次広域計画	第三次広域計画
I 広域計画の概要 ・経緯 ・広域計画の趣旨 ・広域計画の項目 II 基本方針 ・広域連合の基本方針 ・関係市町の基本方針 III 広域連合及び関係市町が行う事務 ・被保険者資格管理 ・保険給付事務 ・保険料の賦課及び徴収 ・保健事業 ・相談及び問合せへの対応 IV 広域計画の期間及び改定に関する事 ・計画期間 5 年（H19～H23）	I 広域計画の概要 ・経緯 ・第二次広域計画の趣旨 ・第二次広域計画の項目 II 制度開始後の状況と課題 ・制度開始後の状況 ・課題 III 基本方針 ・広域連合の基本方針 IV 基本施策 ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進 ・広報活動の充実 ・新制度への円滑な移行 V 広域連合及び関係市町が行う事務 ・財産運営 ・被保険者資格管理 ・保険料の賦課・徴収 ・医療給付 ・情報システムの管理・運	第 1 広域計画の趣旨及び定める項目 ・計画策定の趣旨 ・計画の項目 第 2 制度の現状と課題 ・制度の沿革 ・広域連合の沿革 ・現状と課題並びに対応 第 3 基本方針 ・広域連合の基本方針 第 4 基本施策 ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進 ・広報活動の充実 第 5 広域連合及び関係市町が行う事務 ・健全な財政運営 ・事務処理の効率化 ・医療費の適正化 ・健康づくりの推進 ・広報活動の充実

	用 ・医療費適正化事業 ・保健事業 ・制度周知 VI 第二次広域計画の期間及び改定 ・計画期間 6 年 (H20～H29)	第 6 第三次広域計画の期間及び改定 ・計画期間 6 年 (H30～H35)
--	--	---

3. 広域計画改定の趣旨

現在、国では 2040 年までに健康寿命を 3 年以上の延伸を目指すとして、その重点的取り組みの一つに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が掲げられています。

これは医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを必要なサービスに結び付けていくためのもので、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法律」という。）の一部改正に伴い、令和 2 年度から実施していくことになりました。

内容については、事業をより効果的とするために、広域連合が市町に委託して行い、その連携に関する事項を、広域計画に規定することが法律に定められたことから、今回の改定は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の後期高齢者医療広域連合と市町の連携に関する事項の追加と、それに伴う時点修正を行うものです。

4. 広域計画改定案

別添公表資料のとおり

5. 改定内容

大項目	小項目	修正前	修正後
第 1 定める項目	1 計画策定の趣旨	上から 9 行目 計画期間が満了いたします	計画期間が満了いたしました →「ます」を「した」に変更
		上から 11 行目 30 年度からの～	30 年度からの 6 年間を対象期間とする →追加
		上から 12 行目 第三次広域計画を策定～	策定し、計画に沿った事務処理を行っています。この度、令和 2 年 4 月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が開始されることに伴い、第三次広域計画の一部を改定するものです。を追加
第 2 制度の現状と課題	2 広域連合の沿革	上から 3 行目 「第一期データヘルス計画」	「第 1 期データヘルス計画」 →漢数字を算用数字に修正
		上から 4 行目 (平成 27 年～平成 29 年)	(平成 27 年度～平成 29 年度) →度を追加
		上から 5 行目～6 行目 ・二次点検及び被保険者～ ・業務委託を開始し、～	・二次点検、被保険者→及びを削除、に修正 ・業務委託及び歯科健診事業を開始し →及び歯科健診事業を追加

		上から8行目 平成28年度から後期高齢歯科健診業務を実施しました。	平成28年度から後期高齢歯科健診業務を実施しました。→削除 平成30年3月には静岡県後期高齢者医療データヘルス計画「第2期データヘルス計画」(平成30年度～令和5年度)を策定しました。 令和元年度からオーラルフレイル対策事業を開始しました。→追加
		上から9行目 平成20年度から平成28年度までの	平成20年度から平成30年度まで →28を30(上から11行目)
			年間平均被保険者数～保険料収納率を記載した表の平成29年度、平成30年度追加
	3 現状と課題並びに対応	上から3行目 平成28年度を比較すると →28を30	平成30年度を比較すると →28を30
		上から4行目～6行目 ・被保険者数約10万人増加して51万人 ・医療給付費は約1,287億円増加して約3,762億円、一人当たり医療給付費は約13万6千円増加して約74万円～	・被保険者数約13万人増加して54万人 ・医療給付費は約1,524億円増加して約3,999億円、一人当たり医療給付費は約13万8千円増加して約74万2千円～
基本施策 第4	(4) 健康づくりの推進		実施する事業にオーラルフレイル対策を追加(上から1行目)、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進を追加等(上から5行目～9行目)+
第5 広域連合及び関係市町が行う事務	広域連合の役割、関係市町の役割を記載した事務分担表(健康づくりの推進)	<広域連合の役割> ・被保険者に対する健康診査等の啓発活動 <関係市町の役割> ・被保険者に対する健康診査等の啓発活動	<広域連合の役割> ・被保険者に対する健康診査事業等の啓発活動→事業の追加 ・関係市町に対する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の委託及び支援を追加 ・関係市町に対する被保険者の医療・健診・介護等の情報提供の追加 ・オーラルフレイル対策事業の実施の追加 <関係市町の役割> ・被保険者に対する健康診査事業等の啓発活動→事業の追加 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針の作成の追加 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の追加
第6 画の期間及び改定		1行目 平成30年度から平成35年度まで	平成30年度から令和5年度

6. 公表資料

- ・第三次広域計画改定案
- ・第三次広域計画(現計画)
- ・第三次広域計画改定案に対するパブリックコメントについて

7. 資料を公表する場所

- ① 当広域連合ホームページ(以下「広域HP」という。)
- ② 当広域連合事務局窓口
※窓口については土日祝日を除いた開庁時間内
- ③ 県内市町後期高齢者医療担当課窓口
※窓口については土日祝日を除いた開庁時間内

8. 意見募集の期間

令和元年12月6日(金)～令和2年1月6日(月)

9. 意見の提出方法

御意見は①～④のいずれかの方法により提出してください。

①郵送	〒420-0851 静岡県葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階 静岡県後期高齢者医療広域連合総務室 ※令和2年1月6日(月)必着
②FAX	054-272-3312
③電子メール	jimukyoku@shizuoka-ki.jp
④持参	静岡県後期高齢者医療広域連合事務所(静岡県葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階)まで直接お持ちください (土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時まで)

- ・御意見をお寄せいただく際は、本文のほか、住所、氏名、連絡先(電話番号あるいはメールアドレス)をご記入ください。
- ・御意見をお寄せいただく際は、意見書をご利用ください。
- ・御意見は日本語で作成願います。
- ・電話での意見提出はできません。
- ・御意見をお寄せいただく際に得られた個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス)は、御意見の内容をお尋ねするなど、当広域連合から連絡を差し上げる場合に限り使用し外部に流出することの無いよう厳正に取り扱います。

10. ご意見への回答

1月中旬にホームページで公表いたします。

寄せられた意見は、個人情報を除き、全て公開される場合があります。

また、同様の意見は集約する場合があります。

なお、寄せられた意見に対して、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

11. 問合せ先

420-0851

静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階

静岡県後期高齢者医療広域連合総務室

電話：054-270-5520 FAX：054-272-3312

電子メール：jimukyoku@shizuoka-ki.jp